

財務定期監査結果報告

〔企画調整局等〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	土	居	吉	文
同	岡	島	亮	介

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成15年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成15年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

秘書室

会計室

企画調整局 企画調整部 企画課，調整課，総合計画課

調査室

情報企画部 マルチメディア推進課，情報システム課

新交通建設室

東京事務所

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

市会事務局

2 監査の期間

平成15年10月1日～平成16年3月18日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 収入証紙の売り捌き収入の調定及び収納事務
- イ その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 審議会委員に対する謝金等の資金前渡事務
- イ 補助金及び貸付金の支出事務
- ウ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 物品調達契約，委託契約等に係る契約事務

(4) 財産管理に関する事務

- ア 基金の管理事務
- イ 有価証券の管理事務
- ウ 有料刊行物の管理事務
- エ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

有償刊行物の販売代金の収納を適正に行うべきもの

神戸市組織図，神戸市外郭団体組織図の販売代金の収納に関して，以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 神戸市組織図を販売しているが，販売済のものについて未調定のままになっている事例

(企画調整局企画課)

イ 神戸市外郭団体組織図を販売しているがその収入について誤って二重に収入している事例，収入確認を誤り収入未済になっている事例

(企画調整局調整課)

(2) 支出に関する事務

業務委託料の支出を適正に行うべきもの

あじさいネット管理運営業務について委託を行っているが，データ入力等の業務について実務上の報告をもって，委託料の実績払いを行っていた。（企画調整局マルチメディア推進課）

委託契約書では検査の上支出するとなっているため，報告書等を徴して，適正な支出を行うべきである。

(3) 財産管理に関する事務

物品管理簿の記載を適正に行うべきもの

神戸市物品会計規則第8条によると，物品管理者は，物品の受領又は交付の都度，物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないと定められているが，以下のような改善を要する事例が見受けられた。

受払いの都度，管理簿に記載するなど，適正な事務処理を行うべきである。

ア 備品管理簿にパソコン以外記載されていない事例

(企画調整局調整課)

イ 備品購入費で購入している物品について，備品台帳に記載していない事例

(企画調整局新交通建設室)

物品の管理を適正に行うべきもの

物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないと定められている。

しかし、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 備品管理簿上廃棄しているが、物品の不用決定が行われていない事例

(企画調整局調整課,東京事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

イ 道路通行券について、手続きを経ずその全部を他課に保管転換している事例

(企画調整局調整課)

適正な事務処理を行うべきである。

有償刊行物の管理を適正に行うべきもの

有償刊行物を廃棄処分した際に管理簿に記載されていない事例が見受けられた。

(企画調整局総合計画課)

受払いの都度管理簿に記載し、適正な管理を行うべきである。